

竜爪山九条の会7周年のつどい 記念講演

憲法解釈の変更による集団的自衛権の容認は認められるか
集団的自衛権容認の議論は何を目指しているか

講師 諏訪部 史人 弁護士

目 次

はじめに	2
社説 自衛権解釈変更 「限定」でも許されない	2
戦後の自衛権をめぐる政府見解の流れ	6
①1946年 吉田茂首相答弁	6
②1954年 防衛庁長官	7
③1954年 内閣法制局長官	7
④2006年9月 第一次安倍政権発足後	9
⑤2012年4月 自民党「日本国憲法改正草案」発表	9
⑥2013年12月 国家秘密保護法	10
⑦2013年11月 国家安全保障会議	12
⑧武器輸出三原則を防衛装備移転三原則へ	12
憲法は何のためにあるのか	13
集団的自衛権容認について、参加者との話し合い	14
集団的自衛権と安保条約	15
安保法制懇の提言	16
集団的自衛権の容認によって、失うものは何でしょうか？	18

はじめに

静岡で弁護士をやっております諏訪部と申します。実は静岡の弁護士はちょっと全国的にも特異な弁護士の集まりなんですね。思想、信条、立場、クライアントの筋を超えて、東・中・西部、全部で360人くらいの弁護士がおりますが、そのうち100人以上が「弁護士九条の会」というのをつくって、会に入りますという申込書を書いています。全国的に弁護士の集まりで、こういうものを作って、それだけの割合で「九条の会」に入っている県はないです。かつて、私が静岡県の弁護士会の副会長をやらせて頂いた時に、全国で一番最初に「九条の改正に反対」という、弁護士会としての決議を挙げました。そういう意味で静岡県の風土、政治情勢なのかわかりませんが、弁護士に関していえば、九条の改正や、今の状況に危機感を持っている弁護士が多く集まっている地域です。

去年の12月に国会で「国家機密保護法」が成立して、13日に公布されてしまいました。もちろん全国の弁護士会も反対の決議をしました。国家機密法は非常に大きな問題があって、国民の目や耳や口を塞ぐもので許されないという決議をし、静岡県の弁護士会を挙げて、本当にわずかな運動期間ではありましたが、インタビューもし、街頭宣伝もさせてもらいました。私も静岡駅の北口で、連日マイクを握らして頂きまして、非常に大きな反応がありました。残念ながら、運動期間が短かったこと、今の政治情勢が、組織にならなかったんですね。実はそんな動きが、集団的自衛権の流れの中でおきてきたものだろうと考えています。

社説 自衛権解釈変更「限定」でも許されない

ところでですね、レジュメをみるとやたらと難しいですね。（笑）

お手元に社説と書いたプリントを用意しました。平成26年4月12日（土）付けです。ちょっと読ませていただきます。

社 説	講師のコメント
<p>安倍晋三首相が今国会中の閣議決定を目指す集団的自衛権の行使容認めぐり、与党内の調整が本格化している。憲法解釈の変更で、一定の条件に限定して行使を認める「限定容認論」が自民党内で浮上してきた。</p> <p>「限定」ではあっても憲法の平和主義に基づいた戦後の安全保障政策の重大な変更となり、慎重な国民的議論が必要だ。</p> <p>「憲法解釈の変更で認められる」とする認識は許されない。</p> <p>限定容認論は、行使の範囲を日本の領域と公海上に限り、他国領域への自衛隊の派遣は認めない方向で検討されている。高村正彦副総裁が提唱し、「日本の安全保障に直接関係ある場合」に限定すれば、憲法が認める「必要最小限度」の自衛権の範囲内と解釈できるとの見解も示した。</p>	<p>この時の高村さんは最高裁判所の集団的自衛権の砂川判決で否定していないというコメントを出していますね。</p>

社 説	講師のコメント
<p>集団的自衛権行使の本質は、日本が直接攻撃を受けなくても、他国のために武力を使える点にある。</p>	<p>「武力を使える」という意味は、自衛権の行使と言おうとなんと言おうと、要するに戦争するということ。人と人が殺しあうということです。</p>
<p>限定容認論は抑制的にみえるが、日本を攻撃する意思がない国と交戦する可能性が生じる点で、限定がない場合と変わらない。</p>	<p>日本を攻撃する意思がない国と武力衝突が起きる可能性がある。これが集団的自衛権の本質です。</p> <p>どんなにその行使ができる場合を限定したとしても、日本を攻撃する意思がない国に対しても、自衛隊が鉄砲を撃つ、大砲を撃つ、魚雷を撃つ、ミサイルを撃つ、そういう可能性があるということです。限定がない場合と何も変わらない。</p>
<p>公海上ならば「地球の反対側」で自衛隊が武力を行使する場合もあり得る。専守防衛に徹した平和国家としてのありようを大きく変えることになる。</p>	<p>専守防衛というのは日本の国、日本の領土・領海・領空ですね、そこを侵された時に、必要最小限の反撃をするということ、今までは政府は公式見解として言ってきました。専守防衛、もっぱら。実際に攻撃を受けた時に反撃をする権利、その範囲にこの防衛はとどまる、専守防衛と言ってきた。</p> <p>それが、自分の国が攻撃されない場合であっても、他国と戦争をすることができる国になろうとしている。これが、この集団的自衛権の本質だろう。どんなに行使ができる場合が限定されようと、その本質にはいささかも変わりはない。</p> <p>この社説、明確に論じていますね。</p>
<p>これまでの発言や有識者懇談会の議論の経緯を見れば、安倍首相の本音は安全保障上のあらゆる脅威に備える「包括的な行使容認」であるのは明らかだ。</p>	<p>つまり、行使ができる場合を限定するといっても、安倍さんは、どういう場面であっても幅広く自衛隊を海外で使えるようにしたいというのが本音であろう。</p>
<p>限定論浮上には行使容認に慎重な公明党や国民の支持を得ようとの思惑が透ける。行使の範囲がなし崩し的に広げられる懸念が拭えない。</p>	<p>どんなに最初は限定しようと言っても、限定になっていくのか、この問題は後でちょっとお話しします。</p>

社 説	講師のコメント
<p>行使の範囲を限定しても、解釈改憲が許されないのは明白だ。高村副総裁は解釈変更が可能な論拠として「国の存立を全うするために必要な自衛措置はとり得る」とした「砂川事件」の最高裁判決を挙げた。安倍首相も「判決は集団的自衛権を否定していない」との見解を示す。</p> <p>だが、歴代の自民党政権が「集団的自衛権行使は認められない」とする憲法解釈を示したのは、駐留米軍の合憲性が問われた1959年の砂川事件判決の10年以上も後だ。首相らの主張に説得力はない。</p>	<p>つまり、この砂川判決が出た後の歴代の自民党政権は、いわゆる集団的自衛権、自国ならたとえ攻撃されなかった場合でも、同盟国が攻撃されたということを理由に、日本の自衛隊、軍隊を一緒に戦争ができるなどということはあり得ない、これは違憲だ、と歴代の首相は言ってきた。それは砂川判決が出た10年以上も後のことですよ。つまり、砂川判決で集団的自衛権を容認しているなんて、歴代の自民党の首相だって考えてはいなかった。そんな解釈は無理。</p>
<p>憲法解釈変更は安全保障政策の変更にとどまらず、法治国家の根幹に関わる。</p>	<p>これは、どういう意味かということ、もし解釈で憲法を改正できる、勝手に改正できるのであれば、憲法なんていらぬじゃないですか。時々政権の思惑で憲法がどんどん変えられてしまうということを許すとすれば、それは法治国家ですか？そういうことなんですね。この話も若干いたします。</p>
<p>国の最高法規である憲法に不具合があると言うのなら、決められた手続きにのっとって改正するのが法治国家の姿だ。憲法解釈が内閣の意向で変更できるとなれば、政権交代のたびに変わることもさへ起こり得る。憲法が空文化し、権力を憲法によって縛る「立憲主義」の形骸化も招きかねない。</p>	<p>憲法って何ですか、それは時々権力を縛る、濫用されないように縛る、のが立憲主義、憲法なんです。その立憲主義の形骸化も招きかねない。集団的自衛権は憲法解釈で憲法改正なしでは認められませんよ。そして、それはいくら集団的自衛権の行使を限定するといったとしても許されませんよ。というのがこの社説です。</p>

さて、皆さんに質問です。この社説はどこの新聞だと思いますか。朝日だと思いますか？他には、どこだと思います。東京新聞、なるほど。それなりにお気持ちはわかります。ちなみにもう一つの資料、カラーコピーをお配りしました。ごめんなさい、これねえ、参加者の御年齢をちょっと度外視しまして、余りにも小さな文字で申し訳ないです。

これは「集団的自衛権を考える、われらの憲法」という中日新聞の全面特集記事なんです。これ、櫻井よしこさんという方の意見も出ているんですが、論旨としては、今、中日と東京新聞は明解です。96条の改正から、9条から、集団的自衛権の憲法解釈も含めて、中日、東京新聞は明確に反対の立場をとっています。ですから、こういう特集記事もやるんですね。でも、残念ながら、先程の社説は？そう、静岡新聞なんですね。われらが静岡新聞なんですね。まあ感動しましたね、これ見て。

ちなみに、集団的自衛権の解釈による容認は、政党新聞を除いて、一般新聞では社説で明確に別れました。今、お手が挙がったように、朝日新聞と東京新聞は確かに反対派ですね。あと、他に明確に反対といっているのは毎日なんてですね。そして、わが静岡新聞も反対なんですね。いつのまにか、静岡新聞はこんな立場にたってくれたのかなあとって、ちょっと隔世の感があります。ちなみに明確に賛成の論陣を張っているのはどこだと思います？そう、産経、読売、日経です。残念ながら日経は賛成なんですね。

今、世論は真っ二つに別れています。ただし、武器輸出三原則の緩和とかですね、集団的自衛権の容認の問題とか、或いは憲法9条を改正すべきかどうかについての世論調査をとると、今どんどん反対の世論の数字が増えてきています。これは、やはりそういう意味で、国民は馬鹿ではないな、ごめんなさい馬鹿なんて言っちゃいけませんね、私も国民の一人ですしね。そういうことの表れだと思うんです。

そういう世論も無視しつつ、しかし要は、それだけの世論があれば、9条は改正できないです、おそらく簡単には。だから安倍首相は何をしようとしたか。衆参両国会議員の三分の二以上の賛成で発議をして、国民投票にかけなければ、憲法は改正できないですね。ですから憲法96条を先に改正して、両議院の過半数の決で改正案を提案できるという改正を、先行させようとした。

ところが96条の改正に関しては、ものすごい反対運動が起こっちゃったですね。ご存知ですか。従来、自衛隊が大好きで、非常に夕力派的な意見を言っていた憲法学者、慶応大学の小林節先生。小林さんは、憲法学者の良心にかけて、命をかけてでも、96条の改正は許さないと論陣を張っちゃったですね。それくらい、非常に大きな議論が沸き起こっちゃった。

で、何をしようとしてきたのかというと、安倍首相が作った私的な諮問会議、安保法制懇と略称していますが、国際大学の学長さん・北岡先生を座長にして、安倍さんに言わせると、空想的な意見を言う人は排除した。理想的、空想的な意見を言う方々を排除して、現実的な判断をしてくれる有識者を集めたのが、この安保法制懇だそうです。そもそも最初っから、そういう人を集めて、どういう要件の元に集団的自衛権を認められるか議論をさせて、それは、単なる首相の私的な諮問機関ですよ。国会の外局でもなければ機関でもない。

しかももう一つ、従来内閣が発案をした法律案、閣議決定をした法律案が、果たして憲法に適合的かどうか審査する機関があったんですね。なんていう機関かご存知ですか？内閣法制局というところがあります。内閣法制局がその立法案、法律案

について意見を述べる、そういう一定の関所の役割を果たしてきた機関、そのトップの首をすげかえましたね。元外務省出身の方にすげかえて、内閣法制局でも憲法の解釈による変更は可能であって、この集団的自衛権の容認も可能であるというお墨付きを与えようとする議論をさせる。そういう形で閣議決定をして国会でも通そうとしている。それが今の流れのわけですね。

今日、お話したかった内容というのは、今の新聞記事に基本的には尽きるということになります。

戦後の自衛権をめぐる政府見解の流れ

集団的自衛権の本質はなんなのかと言ったら、今までは専守。ちなみにですね、9条で「軍隊を持つことができるのか、できないのか」、それから、仮に軍隊を持つこと自体が、仮に禁止されていないと解釈したとしても、その軍隊が武力を行使できる範囲がどこまでかということについて、非常に議論があったことはご存知ですね。たとえば、非武装中立論こそ憲法の根本である。武力は持たないというのが憲法9条の規範である。だから、そもそも軍隊を自衛隊と名をつけようが、なんと名をつけようが、軍隊を持つこと自体が違憲なのである。そういう理論もありますね。非常に素直な解釈であると思います。非武装がおそらく憲法の規範である。そうすると、ではどうやって平和を守るのかということ、基本的には中立。各国と平和条約を結び、中立宣言をして、平和を保つ。非武装中立論という非常に魅力的なというか、解釈としても素直な考え方だと思います。しかし、多くの国民の方々が今、非武装中立論をよしとするかということ、それだけで多くの方々の賛同を得られるかどうか、疑問な状況になっておりますね。

歴代の自民党の政権がどういう立場をとってきたのかということ、実はここにずいぶん詳しく書いてあるのです。でも今見ると、字が細かすぎて読みづらいですね。メガネをかけても見え辛い方がいそうですね。(笑) すみませんでした。おうちに帰って天眼鏡を使ってじっくり見ていただきたいと思います。幸いですね、そうじゃないかなとかすかな不安もあったものですから、主なところを若干レジュメにしておきました、大きな字でね。2ページ「5 戦後の自衛権をめぐる政府見解の流れ」というところを、ちょっと見てください

①1946年 吉田茂首相答弁

1946年ですから終戦直後ですね。『9条は2項の限定があり、自衛権の発動としての戦争も放棄した。近年の戦争は多く自衛の名において戦われた』。自衛戦争も放棄をした、というのが当時の吉田首相の公式の発言でした。

ところがですね、冷戦が始まりかけてますね。日本をいわゆる西側の防共・反共の砦というか、防波堤にしようということで、アメリカの対日政策が大きく変わった時期がございます。何が顕著に現れたかということ、警察予備隊という形で軍隊の復活がなされました。自衛隊の前身ですね。警察予備隊を作って、旧陸・海・空軍

のかなりの方々が警察予備隊に横滑りし、軍事に関わりを持つようになりました。

これは明らかにアメリカの対日政策が変わって、共産主義の防波堤、西側の一員として日本への政策を転換したことによりますね。警察予備隊とか後の自衛隊とか、軍隊を一切禁止していると、アメリカの対日政策にも支障が出てくる。そこで、おそらく大きな大きな対日的な圧力があって、おそらく警察予備隊を作れと指示したのは、日本の当時の為政者ではないと思いますね。そもそもの提案は、私は推測しているのであって、文献的資料とか、確証があって言っているのではありませんが、まず間違いなくアメリカ側の提案であっただろうと思っています。

②1954年 防衛庁長官

『憲法は自衛権を否定していない。自国に武力攻撃が加えられた場合、国土防衛の手段として武力を行使することは憲法に違反しない。自衛隊のような自衛のための必要相当な実力部隊は何ら憲法に違反しない。』

という形で必要最小限度の実力部隊、すなわち自衛隊ですね、自衛隊を専守防衛のために、自衛のために持つことは、憲法9条2項にも違反はしていない、という解釈に変わったんですね。内閣の法制解釈が変わりました。少なくとも、この限りで最低限の専守防衛のための、自国が攻撃された時に備えて、実力部隊、軍隊と言わないですね。実力部隊を持つことは憲法に違反してませんよ、ということ言うようになった。

③1954年 内閣法制局長官

自衛権を行使する場合は、きわめて厳格なもとにしか行使はできない、と言っていた。どんな場合に自衛権の行使として、武力を行使できるかということ、三つの要件が必要だと言っていました。一つは「急迫不正の侵害」、難しい言葉ですね。急迫不正とは、差し迫った、不当不正な侵害行為。差し迫った危険、例えば、国民の生命とか、身体の安全とか、或いは財産、そういうようなものを侵害する、差し迫った不正な危険がある。それを排除するためには実力による行使しかない。

酔っ払った亭主がですね、奥さんに対して浮気を疑ってですね、包丁を持っていたきなり向かってきたというイメージですね。「おまわりさん、助けてー。」って、言ってる間に刺されてしまう。それが明らかな時に、とっさに奥さんが横にあった一升瓶の空ビンを持ち上げてゴチンとやっても、それは許されるでしょう。

そういう話ですね。それが許されないで、ブスッと刺されちゃっていいのかと。おまわりさんが来るまで待っていなくちゃいけないのか、そういう話ですよ、簡単に言うと。そういう風に、差し迫った危険がある場合に、他にその包丁から免れる手段がない、という場合に、必要最小限度の範囲で反撃することだけは認めましょう、許されるというわけですね。だから、とっさに、横にあった一升瓶で迫ってきた亭主の頭をゴチンとやるのは許されるかもしれないけど、倒れた人間にボコボコと一升瓶で叩き続けるということは、これは許されない。そういうことですね。お

わかりですか？

よくあるんですよ。とっさに、そういう場面に限って、反撃、武力の行使が許され、そのための最低限の実力部隊は持ってもいい。これが、長年にわたって、政府が正式に持っていた公式見解。この限りで、つまり、こういう要件の行使する必要最小限の実力部隊だからこそ、自衛隊は合憲なんですよ、というのが政府の公式見解。もちろん、それさえ許されないという有力な意見もあるんですよ。憲法学者の先生は、やはり許されないと思っている先生方も多い。しかし、ぎりぎり憲法9条のもとで、自衛隊が合憲になるとすれば、こういう解釈があつて、そこまでは止むを得ないんじゃないかと思われている国民の方も多いただろうと思います。

しかし、それを超えて、自国の国民・市民の身体安全、財産になんの脅威もないのに、隣の亭主が隣の奥さんに大声出して殴りかかって、奥さんは非常に仲のいい友達だから、とっさに横にあった一升瓶を持って、隣の亭主の方に向かって行って、頭をゴチンと殴ってもいいのか。これ、集団的自衛権ですね。これはダメよ、許されないよ、というのが、決まった政府の解釈だったんですね。

それがなぜかと言えば、そもそも憲法9条は、軍隊を持ってもいいのかどうかについても疑義のある、極めてぎりぎりの条文なんですね。そこで、ぎりぎり軍隊を、整合的に解釈して、国民に納得してもらうための解釈として、さっき言ったように、自分自身が急迫不正の侵害を受けた場合に、最低限、他に手段がない時に反撃してもいい、その限りで認められる実力行使だから許されたのであつて、隣の奥さんを助けるために、警察を呼ばないで、自らが一升瓶をぶつけていっていい、ということにはならない。そんなことやって、9条に違反していることは明らかです。

これが今までの公式見解だったんですね。ここが、個別的自衛権と集団的自衛権の決定的な違いです。自らの命や身体や安全や財産にさしせまった危険があつて、それに対して他に方法がない、とっさに横にあった一升瓶取り上げて、どこか遠くにある包丁を取ってですね、亭主のところに戻ってですね、ブスッと刺したら、これダメなんですね。そんなことできるくらいだったら、逃げておまわりさんと呼ばばいい訳ですから、それは許されないですよ。今のが個別的自衛権の解釈ですね。そんなことしてる暇がないから、とっさに横にあった一升瓶を取り上げてゴチッとやることまでは個別的自衛権ですから、他の方を守るために自ら反撃してもいいんだということは、この9条は認めているとはいえない訳です。

で、それをもし認めてしまうということであれば、理屈で言えば、今一番仲がいい国はどこですか。とりあえず仲がいい国はアメリカですね。約束事も含めて、一緒に行動している同盟国は、軍事同盟を持っているのはアメリカですね。アメリカが地球の裏側で行動を起こしたり、アメリカに対する脅威があつたという理由で、日本の自衛隊が地球の裏側に行って、アメリカと一緒に戦争することだって許されない訳ではなくなる可能性がある。理屈ではですね。では、仮に行使できる範囲を地球の裏側まではダメだよ、ということにしたとしても、自分に危険が迫っているんでもないのに、仲のいい人の危険に共同でゴチンとやることと、本質はかわらな

いでしょ。つまり、専守防衛ではなくなるわけです。自分に危険が迫ってなくなつて、武力行使ができるという本質は変わらなくなってしまう。これが集団的自衛権であり、いくら限定をしても変わらないでしょ、ということなんですよ。

④2006年9月 第一次安倍政権発足後

歴代の政権、為政者、内閣も「集団的自衛権」は持つてはいけない、憲法では許されない、というのは決まった解釈でした。それが、コロッと変わってきた。第一次安倍内閣の時から、それが急浮上してきたわけですね。急速に集団的自衛権が行使できるのか考えるようになって、そして、先程の国際大学の学長の北岡先生を座長にして、そもそも「集団的自衛権は認めるべきだ」という方々を集めて安保法制懇というのを作った。

この話は実は、いったん立ち消えになったんですね。安倍さんがお腹が痛くなっちゃって、続かなかつたでしょ。その後出た首相が福田さんですね。福田さんは正面きって、あまりこの議論はしたくなかつたんですね。事実上、立ち消えになっていたのが、それが息を吹き返しちゃった。今回の選挙の結果、安倍さんが首相になって再燃した。

⑤2012年4月 自民党「日本国憲法改正草案」発表

なぜ今、こんなことを安倍さんがやりたがっているのか、少しこの間の主な出来事を若干おさらいをしてゆきたいと思います。

平成24年に自民党が「日本国憲法改正草案」というのを発表いたしました。レジユメの4ページ目に、その自民党の憲法改正草案を、いくつかちょっと抜粋しました。もっと細かい改正点がありまして、問題がいくつもあります。

ごめんなさい。この中には長年、自民党や公明党を支持していらっしやつた方もいるかもしれません。それは重々承知の上で敢えてお話をさせていただきます。

この自民党改正草案を全体的にみると、極めて復古調です。驚くべきことですね。天皇陛下に対して敬意を払い、国民の権利に縛りをかけ、驚くべきほどの復古調の改正草案になっております。さすがに自民党の方々もこれを全部通すつもりはないでしょう、と思うような内容になっているのも事実です。

ちょっと憲法9条だけ見ますと、現行憲法は第二章の題名が「戦争放棄」となっているのです。第2章の題名を「安全保障」に変えています。現行憲法は平和主義という考え方、紛争は武力によって解決すべきではない、その限りでは戦争は放棄するという理念に基づいて作られている。その表れの一つがこの第二章の章題「戦争放棄」と明確に宣言し、対外的にも流布している。にもかかわらず自民党の改正草案は、その章題が「安全保障」になっています。極めて内向きの自分の都合だけ書いている、或いは、自分及び仲のいい人達に都合のいい章題になっております。この改正草案によれば、第一項の「武力の行使の否認」は一応残しています。第二項で「前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない」という風になって

います。つまり、第一項で「武力の行使の否認」といいつつ、自衛権の発動があれば、武力行使はできるよ、と明確に宣言しています。

現行の憲法はどうなっているか、レジュメの1ページに書いてあります。「2前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」これが、現行の憲法です。

それを自民党は、第二項で「前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない」という内容を入れるということです。実は、吉田茂さんが1946年に言ったのは真実でありまして、今まで戦争を起こすときに、自衛、自国の利益を守ると言わない戦争はなかったのですね。どの国でも、自国の利益、自衛権の発動を大義名分に行っている。どんな戦争であっても。だから自衛権というものの解釈によって、いくらでも戦争なんか簡単にできちゃうんですね。さすがにそうなので、日本で許される自衛権の武力行使というのは、さっき言った3要件ですよ、ということを歴代の内閣は宣言してきたのが実情なんですね。

そして、レジュメの4ページに戻りますけれど、自民党の改正草案では国防軍を持つことを明記しています。9条の2という条項を新しく作って、国防軍を持つと明記した上で、「軍の規律を維持し軍事機密を守るための法律を制定すること」、「これらの法律に違反した場合は軍事法廷で裁く」ということを、憲法に書くということが自民党の憲法草案です。

ちなみに自民党に中谷さんという有力者がいますね。元、防衛庁の長官もやりましたね。この方は衆議院の憲法審査会でこの法案の説明をした時、「この草案では、個別的あるいは集団的自衛権に基づく武力行使はもちろん、制裁目的の武力行使も否定していません」と、言っているんです。今、問題になっている、自分の国が侵害されなくたって、仲のいい人が侵害されたということで、一緒に戦争を行なうというのが集団的自衛権ですね。そんなことはもちろん予定していますよ、それどころか制裁目的の武力行使も否定していません、という風に言い切っています。自民党さんの本音はこれです。海外のどこでも自衛隊を派遣して戦争ができる国にしたい、これが本音です。

⑥2013年12月 国家秘密保護法

「軍の規律を維持し軍事機密を守るための法律を制定すること」と書いてありますね、実はもう出来ちゃいました。完璧といえるかどうかわかりませんが、国家秘密保護法、正式にはもっと長ったらしい名称です。これは各内閣、行政機関の長が秘密であると指定したものは、秘密を保持する管理者が、その秘密に関連する情報を管理する。そして、そういう人間や、それに関連する人間が秘密をばらすと、最高刑で懲役10年です。何が秘密かっていう問題はいろいろあるんですけど、端的に言えば、いわゆるここにいうところの軍事秘密は、トップシークレットでしょうね。自衛隊の行動、オペレーション、作戦行動に関連するトップシークレットで、間違いなく秘密に指定されているでしょうね。それからアメリカ軍からもらった情報も

トップシークレットになるはずですね。

早い話が、この間のイラク戦争で、航空自衛隊が派遣されたのはご存知ですか。戦争行為に加担するものではないから合法なんだといって、非戦闘地域に限って自衛隊の行動を許すというイラク特措法を作って、実際、航空自衛隊はイラクで何をしていたのか？航空自衛隊は郊外からバグダット空港まで、アメリカ軍の兵士と、その身に着けている装備をピストン輸送してたんです。

当初、これは明らかにされていませんでした。どうしてこれが明らかになったのか。実は二つあるのです、理由が。なぜ明らかになったと思いますか？これはねえ、実に感動的な良心的なジャーナリストの地道な取材活動だったんです。どこの取材か、どこの記者か、わかりますか？中日東京、東京新聞の記者です。イラク周辺で地道に取材活動をして、どうもおかしいと、自衛隊が兵員輸送をしたとすっぱ抜いたのです。で、市民団体がですね、情報開示の請求をかけて、だんだんその実態が明らかになっていった。当初、防衛庁は航空自衛隊のイラクでの行動に関する資料は一切明らかにしてなかった。だんだん明らかにしてきたんです、小出しに、黒塗り。ところが、名古屋で裁判がおきたりして、その事態がすっぱ抜かれて秘密にしておけなくなった。それで、大部分の航空自衛隊の行動記録を出してくるようになった。そこで明らかになったのが、今の内容なんです。

ところで名古屋の高等裁判所、実は名古屋の弁護士さんたちが、このイラクへの自衛隊の派遣行為自体が違憲だという裁判をおこした。名古屋の高等裁判所がどういう判決を出したかという、違憲です。違法違憲の判決を出したんです。どういうことかという、憲法9条にも反しているということが、ひとつ。それどころか、イラク特措法、非戦闘地域における、非戦闘行為に限って、自衛隊の派遣を許すという特措法に反している、ということですね。バグダット空港は非戦闘地域じゃないといえますかね。当時のイラク戦争の中で、バグダット空港、イラクの中心街のすぐ近くです。そこが非戦闘地域じゃないなんて、そんな馬鹿な話はないですよ。武器を持ったアメリカ軍の兵隊を輸送機で何度もピストン輸送することが非戦闘行為といえますか？戦闘行為そのものですね。だから、憲法9条どころか、イラク特措法にも違反しているということを、名古屋高等裁判所は明言しました。すごい判決ですよ。この判決がもらえたのはなぜですかね？それは、航空自衛隊が実際は何をしていたのか、明らかになった。じゃあ、なぜ明らかになったのかといえば、先程の涙ぐましい取材活動と、それから情報開示の手続きによって、明らかにしてきた。そういう情報があつたからですね。

さて、今、国家秘密保護法が施行された後、どういう状況になると思いますか？まず、情報開示を求めて、防衛省が海外展開をしている自衛隊の作戦行動に関する行動日誌を開示してくると思いますか？これは、トップシークレットでしょう。国家秘密保護法で守られる訳です。で、実は取材は自衛隊員にもいつてる訳です。航空自衛隊やその関係者にも記者の取材がいつています。

この国家秘密保護法はですね、秘密の漏洩をそそのかした者も、独立して処分す

るという法律になっています。独立教唆罪、つまり実際に情報開示している公務員が、情報を漏らさなくても、漏らせとそそのかしただけで、独立でそそのかした人を処罰する法律になっています。独立教唆罪という刑罰です。これねえ、刑法学者の90何パーセントが違憲であるという立場から、この法律は許さないという決議なんです。あたりまえなんです。刑法学者がこの法律をもし合憲だと考えていたら、そんな刑法学者はいらない。

すでに、このイラクの自衛隊派遣に関しての違憲訴訟と同じ訴訟が、これから自衛隊が海外展開をすることで、明らかにできるという保障もなくなってしまった。まず、防衛省がだしてくる訳がないですね。お墨付きを与えたんですよ。そもそも自衛隊が海外展開すること自体が隠されてしまう可能性が十分あります。現実には、イラクの時に、航空自衛隊が何をしているか明らかにならなかった、最初。それが、平成25年の12月に「国家秘密保護法」が成立してしまった。

⑦2013年11月 国家安全保障会議

その次に、ちょっと前後してしましますが、11月には「国家安全保障会議」が、国会の議決をもって、制度として立ち上がりました。これは、「日本版NSC」といわれていて、アメリカにあるんですね、ナショナルセキュリティカウンスिल (National Security Council) という言葉の略だそうです。これは防衛にかかわる情報、その他に大雨とか大地震だとか、そういう緊急事態もカバーするとかいってまずけど、主には防衛情報だと思います。防衛情報と行動決定権限の集中。通常は内閣の閣議を経ずに、重要な情報を共有し決定を出すのは、たった4人の大臣です。首相と官房長官と防衛大臣と外務大臣、この4人で集まって防衛情報が収集されます。そして、緊急出動が必要かどうか決定し、そしてこの安全保障会議には60人からの安全保障局という外局がつけられました。そのかなりの部分をいわゆる情報収集の軍人さん達が占めている。そして、60人のかなりの部分が防衛省からの出向組です。つまり、すでに制服組が情報の収集と政策立案にかかわる安全保障局という組織が立ち上がって、それを安全保障会議に集中させ、迅速に、喫緊に軍事行動ができる組織が出来上がっている。早い話、法務大臣も知らないで自衛隊が動くなんてことがありえる訳ですね。

⑧武器輸出三原則を防衛装備移転三原則へ

それから、武器輸出三原則を防衛装備移転三原則へ変更するという案を内閣が出して、国会で議論しようとしてますね。武器輸出三原則というのは、1967年に定められた原則です。いわゆる当時の共産圏、それから国連安保決議によって武器の輸出を禁止されている国、或いは国際紛争の当事国、またはそのおそれがある国に対する武器輸出を禁ずるというものでした。ところが今回の見直し案では、平和に貢献する場合（例として、PKOの派遣先の要請で自衛隊が装備品を置いてくるなど）や、武器の共同開発など日本の安全保障に有益な場合は、厳格な審査の元で武器輸

出を承認できる、となった。そして、国際紛争の当事国への輸出の禁止という項目は、削除です。

ロッキード社の次期主力戦闘機F35という戦闘機に搭載される日本製の製品があるんだそうですね。静岡に軍需産業があるのをご存知ですか。この中に関係者の方がいらっしやったら申し訳ないです。防衛産業のトップシークレットを持っている有力な企業が静岡にあるんですよ。しかも清水と静岡の間ぐらいにあるのです。航空電子機器に関しては明らかに防衛省への納品があるんです。ですから小糸製作所で働いている方はあれですよ、へたに自分の仕事上の秘密を漏らすと、さっきの国家秘密保護法に引っかかっちゃう可能性があります。そういう土地柄なんですね。そのF35に日本製品が使われていて、アメリカはイスラエルに輸出したいと思っていて、その日本製品が使えなくなると困っちゃう。紛争当事国へ輸出することはできないという項目を削除したい、アメリカの要請ですね。厳格な要件というのがあるようですが、本当に国会の中で厳格な要件が審査できると思われませんか？どういう武器輸出が妥当かどうかなんて。

面白い話で、さっきの国家秘密保護法との関係で、国会議員が秘密を漏洩させると罰則の対象になるんですね。ということで、日本製の武器が海外に輸出される素地が作られたんですね。そして、この集団的自衛権。当然、憲法9条を変えやすいようにするために、96条を変えようという話もありましたね。ということで、この流れの中で集団的自衛権が議論になってゆくと、本質はさきほど述べたような、集団的自衛権を認めさせたい。これはいくら限定しようと、自分自身が攻撃されなくても、或いは子供や孫が攻撃されてるわけではなくとも、日本の軍隊が外へ行って戦争ができるという点においては、どんなに限定されても本質は変わらない。つまり、戦争できる国への、海外で戦争できる国への大きな転換。明らかに国際紛争を解決する手段として、武器を使ってはいけないという憲法の9条に違反しているのは明白です。さて、それを解釈によって変えようとしている。

憲法は何のためにあるのか

ちょっと最後に、中曽根さん、あの方はほんとに頭のいい方ですね。ナベツネさん、読売巨人軍のオーナー、渡邊恒雄さんと、ほぼ同期。昔は海軍の主計大佐なんですね。非常に旧海軍に思い入れがあるんですね。中曽根憲法試案の前文はこうなっています。「白砂青松、この美しき素晴らしい伝統ある国、日本」から、始まるんですね。その日本を「万世一系を継承する伝統ある国が栄える・・・。」

安倍さんも、どうも憲法というのは国の基本的な形を決めるものであればいいという考え方を持っていて、どうも憲法自体が今の若い人たちに権利を与えすぎている、なまくらな人間をつくる、或いは親を殴ったり殺したりする風潮をつくる、これは憲法が権利を与えすぎている、そんなことを考えているんですね。

憲法は違うんです。何のために憲法が必要なのかというと、これは力をもった権力者、国の為政者を縛るための法律、これが憲法です。その時々々の権力者が国民市

民の命や暮らしや財産を不当に侵害しないように、その権限を濫用しないように、いろんな縛りをかけておくのが、憲法なんですね。ですから、その縛りがなくなる憲法なんて、いらないんですよ、われわれにとっては。ですから、中曽根さんや安倍さんが掲げている憲法は、本当の憲法ではないはずなんですね。

集団的自衛権容認について、参加者との話し合い

そうはいっても集団的自衛権は認めるべきじゃないか、だって現実には、大新聞たちが賛成の論陣を張ってるわけでしょ。読売新聞、日本経済新聞、産経新聞、そして内閣が、そしてですね、大学の学長さんですよ、日本国際大学の学長さんが認めるべきだと言ってるんですよ。そういう論調がいっぱいあるわけです。その人達が言っていることを、皆さんがどうお考えになるのか。ここに集まっている多くの方は、ちょっと危機感がある、今の世の中何が起きてるか知りたいな、と思う方々だと思います、おそらく。だけど問題は、「なんだかわからないな」「興味ないな」、或いは「何が正しいのかわからないな」と思ってる方に、どう話をしてゆくのか、今大事なんだと思うのです。反対の気持ちを固めてもらうのも大事かもしれないけれど、「よくわからない」、或いは「賛成だ」と思っている人がどういう意見をもっていて、それをどう考えるか、もっと、そのことを考える必要があると思いますので、ちょっと休憩をはさんで、残りの時間をいくつか私の方で、こういう意見がありますよということをお伝えしますので、それについて皆さんのご意見をうかがう、お話し合いをしたいと思います。

この前、弁護士九条の会で同じような会をもったんです。若手の弁護士で賛成派と反対派に別れてディベートをしました。その集まりに、元海上自衛隊の自衛官の方が来られました。専守防衛を離れて、今の議論というのは非常に危うく感じているとお話された。安保法制懇が行使ができる場面として4つの場面をあげました。その一つ、アメリカ本土がミサイルで攻撃された場合、日本が打ち落とすことが出来るか。まず、多くのミサイルは日本の上空を通らないで北極圏の上を飛んでゆく。色々考えてみると日本は技術的に打ち落とせない。だから、アメリカの本土が攻撃された場合、日本が守ってあげなければならないという議論は全くの机上の空論で現実的でない。そういうことをしなければならぬんじゃないかという議論はナンセンス。と、その方、教えてくれました。

私の方から皆さんに質問をしたいと思います。この中日新聞の全面記事の中に、一人だけ、集団的自衛権の行使は当然じゃないかと言ってる方がいます。それは、櫻井よしこさんという有名な方ですね。ちょっと字が小さくて読めなくてごめんなさい。それで、レジュメの3ページ、上の方に書いておきました。櫻井さんはこうおっしゃってます。

真正面から憲法改正ができれば一番いいんです。でも最悪の事態に備える

ためにも早急に解釈を変更し、できるところから手をつけなければいけません。寸刻を争う時期というのは、人生にも国家にもあります。今がその時です。

このレジュメに書ききれなかったのですが、危機とはどういう危機なのか。櫻井さんはこうおっしゃってます。

今、戦後の日本に最大規模の激変がおこっています。沖縄県の尖閣諸島の領海や接続地域に、ほぼ毎日中国の艦船が入っている。中国の軍事費はこの25年間で40倍近くになります。巨大な軍事力と膨張主義の国がすぐ隣に存在している実情を私達は認識しなければなりません。加えて2期目のオバマ政権はアメリカはもはや世界の警察官ではないと言明しています。他国の紛争にはなるべくかかわらないという姿勢です。このことは戦後の日本の安全を根本から変えることを意味しています。

この意見について皆さんはどうお考えになるか。意見を言えないと、負けちやいますね。

集団的自衛権と安保条約

参加者の中から6人の方が意見を述べました。6人目の方のご意見を受けて、実際にアメリカに頼ろうとして、アメリカに守ってもらいたいから、集団的自衛権が必要なのか。実際にアメリカが動くかどうか保障がない、というお話でございますね。

ちなみに、日米安全保障条約、第5条は。

各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

これは何を意味しているかという、共同武力行使をすると予定されている場面というのは、日本の施政の下にある領域に攻撃を受けた場合、アメリカ軍も一緒に反撃する義務を負う、そういうことなんですね。しかも、自国の憲法上の規定及び手続に従ってやっていくということなんです。これを作ったときに、日本の憲法は9条の明文があり、集団的自衛権を持っていないということを、承知の上で、双方の議会が承認をし、批准したのが安保条約です。安保条約の義務は、日本の国に攻撃を受けた場合、共同で反撃するという義務を負っているけれど、アメリカが攻撃を受けた場合、日本は地球の反対側で一緒に行動することができないということは、アメリカも承知している。これが日米安全保障条約です。

その上で、集団的自衛権を認めないと、アメリカは守ってくれないと言えますかね。今の議論というのは、例えばアメリカの方に飛んでゆくミサイルを日本が打ち落としてあげるようなことまで、ウンと言わなければ、公海上でアメリカの艦船に何か攻撃された時に、自衛隊が飛んで行って一緒に攻撃してあげなければ、アメリ

カは日本を守ってくれない、中国から攻められた時に、一緒に攻撃してくれない、そういうものですね。安保条約がずっとあるべきかどうかはともかくとして、この安保条約を前提とする限り、アメリカは日本の領海に中国が攻めてきた時に、一緒に攻撃する義務を負っていますよね。変な話ですが、尖閣諸島にもし中国が攻めてきた時に、アメリカが反撃するというのは安保条約上の義務なんですよ、現行法上は。

ただしアメリカの世界戦略の中で、イラクでアメリカが行動した時に、日本の自衛隊が集団的自衛権のもと一緒に戦争をしなければ、日本を守ってくれないというふうにアメリカに言わせることができるかどうかというと、できません。そんなアメリカと一緒に戦争をしない国を、守ってくれるわけがないじゃないかというのは、一種の感情論、或いは意図的な理屈ということになります。集団的自衛権がなければアメリカは守ってくれないという理屈は、安保条約がある以上、理屈的にはない。

また、アメリカと一緒に外で戦争できないことは、安保条約を締結した時点でアメリカが承知している。アメリカが承知していることを、わざわざ日本の国が、アメリカと一緒に外で戦争をしてあげますよって言っている。アメリカ自身も日本の軍隊がアメリカと一緒に外国で戦争をすることは、安保条約上も、憲法上も、できないということ、少なくとも安保条約締結時にはわかっていたんですよ。わかっていたにもかかわらず、今の日本の安倍さんは、アメリカに、自分達も戦争一緒にやってあげましょうか、やってあげなければ守ってくれませんよね、とわざわざ言っているんですよ。これ、何かおかしいでしょう。

安保法制懇の提言

最後に安保法制懇の提言です。4月16日付けの毎日新聞の報道です。安保法制懇は最初はですね、特に行使に対して要件はつけないで、限定はしないということで検討していたみたいなんです。ところが、公明党への配慮とか、世論も気になったみたいで、集団的自衛権の行使を容認するためには、限定すべきだという提言をしようとしているようです。どういう場合が限定なのか、この六つだということです。

一つは我が国と密接な関係にある国が武力攻撃を受けた場合。二つ目、攻撃を受けた国から要請がある場合。例えばアメリカですね。三つ目、放置すれば日本に重要な影響を及ぼす場合。四つ目、第三国の領域を通過する場合、その国の許可をとる場合。五つ目、原則として国会の承認を受ける。六つ目、首相が行使の有効性を総合的に判断する。この六つの要件を厳格に適用して、この六つの要件がそろった場合のみ、集団的自衛権を行使すべき。アメリカと一緒に自衛隊は外で戦争ができる、そういう風にすべきだ。限定すべきだ、今までの自民党の理屈はおかしい。安保法制懇は、限定せよと、すごく行使の範囲を狭める方向へ提言をする立場に変わったという論調です。

さて、最後に質問。先程、どんなに限定しても集団的自衛権の本質は変わらない、

と言いましたね。集団的自衛権の本質って何なのか。自分が攻撃されていなくても武力行使できる、つまり専守防衛ではなくなるということです。自分が攻撃されていなくても戦争ができるのが、集団的自衛権ですね。その本質は、どんなに行使の要件を限定しようと、変わらない。

最後にひとつ、この六つの要件で、本当に集団的自衛権の行使が限定されるか？先程、すでにイラク戦争の時、日本は航空自衛隊が戦闘行為に加担しちゃいましたと言いましたね。日本の裁判所が違法、違憲だという判決も出しています、知らないでしょう大部分の人は。イラク戦争の当時に、この集団的自衛権が容認されていたとしましょう。この要件が適用されるとして、自衛隊がイラクに行くことが制限できるか、ちょっと考えてみると面白いんですよ。

あの時、日本はアメリカをいち早く支持したわけですね。あの時の首相は誰だかご存知ですか？そう、小泉純一郎さんですね。国際世論がイラクに加担することをちゅうちょしている中で、小泉さんはアメリカの主張には理解できると言って、いち早く支持を表明しているんですよ。首相が行使の有効性を総合的に判断したとしても、あの程度の話という可能性があるわけです。

それから、国会の承認を受けるといっても、ごめんなさい、自民党や公明党の支持者の方がいたら侮辱だととらないで頂きたいのですが、今の自民党と公明党さんが大多数を占めてるとすれば、国会の承認は簡単にとれますね。歯止めになるでしょうか。それから、第三国の領域を通過する際はその国の許可をとる。アメリカだってイラクに侵攻するときに、クエートの承諾をとっているのに決まっているじゃないですか。

もう一つ、日本に重要な影響を及ぼす、これは、小泉さんが認めたんですよ。テロの脅威に関しては他人事じゃない。日本にとっても重要な脅威がある。攻撃を受けた国から要請があったわけですよ、アメリカから。アーミテージさんという方が「Boots on the ground」と発言した。これは野球の出塁にかけてですね、グラウンドに足を踏み入れたと言ったわけですね。つまり、地上部隊を派遣しろ、派遣すべきだとアメリカ政府の高官が言ったわけですね。我が国と密接な関係にある国が、大量破壊兵器がイラクにあって、テロの温床になっていると、それがアメリカにとっての脅威だという理屈でしょう。そういう要請があって、それも日本にとって他人事じゃない、と言ったんですよ。

つまり、集団的自衛権の容認がもし認められたとしたら、大手を振って自衛隊がイラクに介入したということが、ありえないですか？これが果たして、六要件が本当に集団的自衛権の行使の限定、厳格化につながるのか？絶対、つながらない。これは欺隔だと思いますね。これは、私の方から、私の意見として言うとおうと思いました。

集団的自衛権の容認によって、失うものは何でしょうか？

あらためて、現在議論されている集団的自衛権の行使によって、得られるもの、失うものは何だろうか、ちょっとお考えいただくのもいいのかなと思います。得られるもの、失うもの。つまり、得られるものとしては、櫻井さんは、中国の脅威から身を守れる、と言ってますね。中国の強大な軍事力の脅威から身を守るためには必要だと、おっしゃっています。

まず、本当に集団的自衛権を容認することが必要なんでしょうか。集団的自衛権を認めなければ、果たして、アメリカと一緒に反撃できないのか？本当に、中国が日本の領土、九州に攻めてくることがあると考えられるのか？

それに対して失うものは何なのか。まさにアメリカの世界戦争に巻き込まれて、外で戦争する国になってしまう。それから、世界的には外交、話し合いで紛争解決しようとする努力をしている地域、国がいっぱいあるのに、武力を持って備え、武力を持って解決するという国に変わっていくわけですね。平和国家であったと、そういう意味で信頼を得てきた日本。その信頼は一挙に崩壊します。失うものは平和国家としての信頼。小さいですかね、大きいですかね。

もう一つ、アメリカはあれだけ強大な軍事力を持って、世界戦略を展開していますが、アメリカの国って、安全ですかね。テロの脅威にさらされているアメリカの国、日本は60年間テロなんかなかったですね。これからはテロの脅威にさらされませんか。アメリカと一緒にイラクに行っていたらどうなんでしょう。アフガニスタンに直接軍事介入していたら、どうだったでしょうか。イスラム圏の過激派は黙っているでしょうか。これからはテロの脅威に、日本はさらされる危険はないでしょうか。軍事力をたのんで、人の国に行って、戦争するリスクというのは、そういうことなんですよ。

それから、現実に行く自衛官、或いは民間の関係者の方々の命が奪われます。ちなみにイギリスは集団的自衛権を行使して、アフガニスタンに兵隊を派遣しましたね。イギリスの兵隊さんは1000人以上死んでます。イラク戦争にも加担、参加して、何百人と死んでいます。今度、シリアに介入しようとして、世論でだめになりました。ということで、現実には日本の自衛官の方々、或いはそれに関連する民間の方々は、命を必ずおとす時期がくるということです。失われるものの一つ。

最後に、最後に、立憲主義の破壊がおきます。憲法で権力をしばるという、そういう立憲主義の崩壊がおきます。時の政権、為政者の都合で憲法すら改正できる、戦争をどんどん遂行することが出来る。そういうことを縛れるのは憲法だけです。そういう縛りかける立憲主義が崩壊します。

失うものと得られるものの大きさ。得られるものの抽象性、あいまいさ。本当に必要かどうかも疑問です。そういうものに比べて、失うものの大きさは何なのか。そこをもう一度整理されるといいかもしれないな、というのが私の意見です。

以上でございます。終わります。